# 訪問介護ステーションさいたまロイヤルの園　居宅介護等運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人栄光会が開設する　訪問介護ステーションさいたまロイヤルの園（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護・同行援護（以下、「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

２　居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

３　居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　訪問介護ステーション　さいたまロイヤルの園

（２）所在地　さいたま市桜区大字五関３９６番地２

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（２）サービス提供責任者　介護福祉士　１名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

（３）従業者　　３名以上（常勤職員２名以上、非常勤職員１名以上）

従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から日曜日までとする。

（２）営業時間　　８時３０分から１７時３０分までとする。

（３）サービス提供日　　年中無休。

（４）サービス提供時間　８時００分から２０時００分までとする。

（居宅介護等を提供する主たる対象者）

第６条　事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）居宅介護
ア　身体障害者
（２）重度訪問介護
ア　身体障害者
（３）同行援護
ア　身体障害者

（居宅介護等の内容）
第７条　事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。
（１）居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画の作成
（２）身体介護
ア　食事の介護
イ　排せつの介護
ウ　衣類着脱の介護
エ　入浴の介護
オ　身体の清拭、洗髪
カ　通院等の介助（身体介護を伴う場合）
キ　その他必要な身体の介護
（３）家事援助
ア　調理
イ　衣類の洗濯、補修
ウ　住居等の掃除、整理整頓
エ　生活必需品の買い物
オ　関係機関との連絡
カ　通院等の介助（身体介護を伴わない場合）
キ　その他必要な家事
（４）重度訪問介護
日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。
（５）同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う。
（６）前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
（２）から（５）に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

（利用者から受領する費用の額等）
第８条　居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外について

は、各市町村から代理受領するものとする。
２　次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越える地点から目的地までの距離に、１㎞あたり１５円を乗じて得た額とする。
３　電車・バス等を利用して重度訪問介護を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。
４　前各項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第１項については受領書）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、さいたま市、戸田市、志木市、富士見市の全域とする。

（緊急時等の対応）

第１０条　従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

（苦情解決）

第１１条　事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

第１２条　当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第１４条　事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後３か月以内
（２）継続研修　年２回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
３　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
４　事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

（委任）

第１４条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人栄光会理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２２年　５月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年１２月　１日から改正し、施行する。

この規程は、平成２６年１０月　１日から改正し、施行する。

この規程は、令和　６年　５月　１日から改正し、施行する。